週休２日工事の補正係数について

（土木工事標準積算基準書、電気通信設備積算基準、機械設備積算基準、
港湾・漁港請負工事積算基準、水道事業実務必携による場合）

１．労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休２日(土日)	1.02	1.02	1.03
月単位の週休２日	1.02	1.01 （1.02※）	1.02 （1.03※）

※労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。
※工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。
※「港湾・漁港請負工事積算基準」による場合は、「月単位」のみとし、共通仮設費率は「1.02」、現場管理費率は「1.03」とする。

２．市場単価・標準単価の補正係数

土木工事市場単価の補正係数

名　称	区 分	週休２日補正係数	
		月単位	完全週休２日（土日）
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01

吹付枠工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルービング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工（ｳｫｰﾀｰｼﾞｪｯﾄ工）		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名　　称	区　分	週休２日補正係数	
		月単位	完全週休２日（土日）
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02

防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型ＦＲＰシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ﾉﾝﾜｰｷﾝｸﾞ式ｺﾝｸﾘｰﾄひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
ＦＲＰ製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ﾊｳｴﾙ管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
Ｈ型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

港湾・漁港工事市場単価の補正係数

名　称	区 分	週休２日補正係数 月単位
底面工		1.01
マット工（ｱｽﾌｧﾙﾄﾏｯﾄ設置・ｺﾞﾑ系ﾏｯﾄ設置）		1.00
支保工		1.02
足場工		1.01
鉄筋工		1.02
吊鉄筋工		1.02
型枠工		1.02
コンクリート打設工	ﾎﾟﾝﾌﾟ車打設	1.02
	ﾎﾟﾝﾌﾟ車打設以外	1.02
止水板工		1.02
上蓋工		1.02

伸縮目地工		1.01
係船柱取付		1.02
防舷材取付		1.02
車止・縁金物取付		1.02
係船柱撤去		1.02
防舷材撤去		1.02
車止撤去		1.02
電気防食取付		1.02
防砂目地板取付工	陸上施工	1.02
	水中施工	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）		1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）		1.01
ペトロラタム被覆		1.02
現場鋼材溶接・切断工	陸上施工・海上施工	1.02
	水中施工	1.02
かき落とし工		1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.01
汚濁防止枠設置・撤去		1.01
灯浮標設置・撤去		1.01
汚濁防止膜保守管理	海上目視点検作業船あり・水中目視点検	1.00
	海上目視点検作業船なし	1.02
異形ブロック製作 型枠工		1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工		1.02
異形ブロック製作 給熱養生		1.01

３．その他

（１）積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。

（２）主たる工種が、「公共建築工事積算基準」「土地改良事業等請負工事積算基準」による場合は、別途公表している当該基準に応じた「週休２日工事の補正係数について」を参照。

週休２日工事の補正係数について
（公共建築工事積算基準による場合）

１．労務費（複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費の補正係数

（１）完全週休２日（土日）工事　　労　務　費：１．０２
　　現場管理費：１．０１

（２）月単位の週休２日工事　　労　務　費：１．０２

※市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）の労務費の補正については、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知「営繕工事における週休２日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和７年３月２５日付け国営積第７号）を準用する。なお、とりこわし工事及び撤去工事（設備工事を含む。）の場合は、「表Ａ－２建築工事の補正率」における仮設工事を準用する。

２．その他

（１）積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。

（２）主たる工種が、「土木工事標準積算基準書」「電気通信設備積算基準」「機械設備積算基準」「港湾・漁港請負工事積算基準」「水道事業実務必携」「土地改良事業等請負工事積算基準」による場合は、別途公表している当該基準に応じた「週休２日工事の補正係数について」を参照。

週休２日工事の補正係数について
（土地改良事業等請負工事積算基準によるの場合）

１．労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
完全週休２日(土日)	1.02	1.05	1.06
月単位の週休２日	1.02	1.04	1.05

※労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。
※工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。
※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、当該基準による場合の補正係数に準じる。

２．市場単価・標準単価の補正係数

土木工事市場単価の補正係数

名　称	区 分	週休２日補正係数	
		月単位	完全週休２日（土日）
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付枠工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

橋面防水工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01

土木工事標準単価の補正係数

名　称	区 分	週休２日補正係数	
		月単位	完全週休２日（土日）
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわしエ	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

３．その他

（１）積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用する。

（２）基準書に記載がない市場単価及び標準単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数（現場閉所・通期）のものを利用する。

（３）主たる工種が、「土木工事標準積算基準書」「電気通信設備積算基準」「機械設備積算基準」「港湾・漁港請負工事積算基準」「水道事業実務必携」「公共建築工事積算基準」による場合は、別途公表している当該基準に応じた「週休２日工事の補正係数について」を参照。